

信書便制度に関する説明会

平成15年4月に「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、現在、全国で516者（北海道18者）が特定信書便事業に参入しています。また、自治体では公文書集配業務において、信書便の利用が増えており、経費削減につながっている例もあります。説明会では、信書の正しい送達方法、信書便制度やサービスの利用例等について、当局信書便監理官から分かりやすく説明します。

開催日：平成30年11月29日（木）

会 場：北海道総合通信局 第1会議室

（札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎12階）

※駐車場は確保しておりませんので公共交通機関をご利用ください。

■第1部 14:00～15:00（信書便利用者・事業参入希望者対象）

『信書の定義』

- 内容：通知書、納品書、請求書は信書に該当するのか、信書はメール便で送れるのかといった問い合わせが寄せられています。ここでは、信書の定義や信書の正しい送達方法についてご説明いたします。

『信書便制度の概要』

- 内容：信書便法の概要、信書便制度の仕組みをご説明いたします。また、信書便事業者が提供しているサービス導入事例をご説明いたします。

■第2部 15:05～15:30（事業参入希望者対象）

『信書便事業の参入手続き』

- 内容：平成15年4月の制度創設以来、全国で516者（北海道管内18者）が特定信書便事業に参入しています。特定信書便事業に参入を検討されている方を対象に許可申請手続きや許可後の手続きをご説明いたします。

- 申込方法：参加を希望される方は 11月21日（水）までに、参加申込書に必要事項記入の上、FAX又はメールにてお申し込みください。第1部のみの参加も可能です。定員は30名（先着順）です。（参加費：無料）

- 申 込 先：総務省 北海道総合通信局
信書便監理官
〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311（内線 4684）
FAX：011-709-2481
e-mail：sinsyobin-hokkaido@soumu.go.jp



主催 総務省 北海道総合通信局